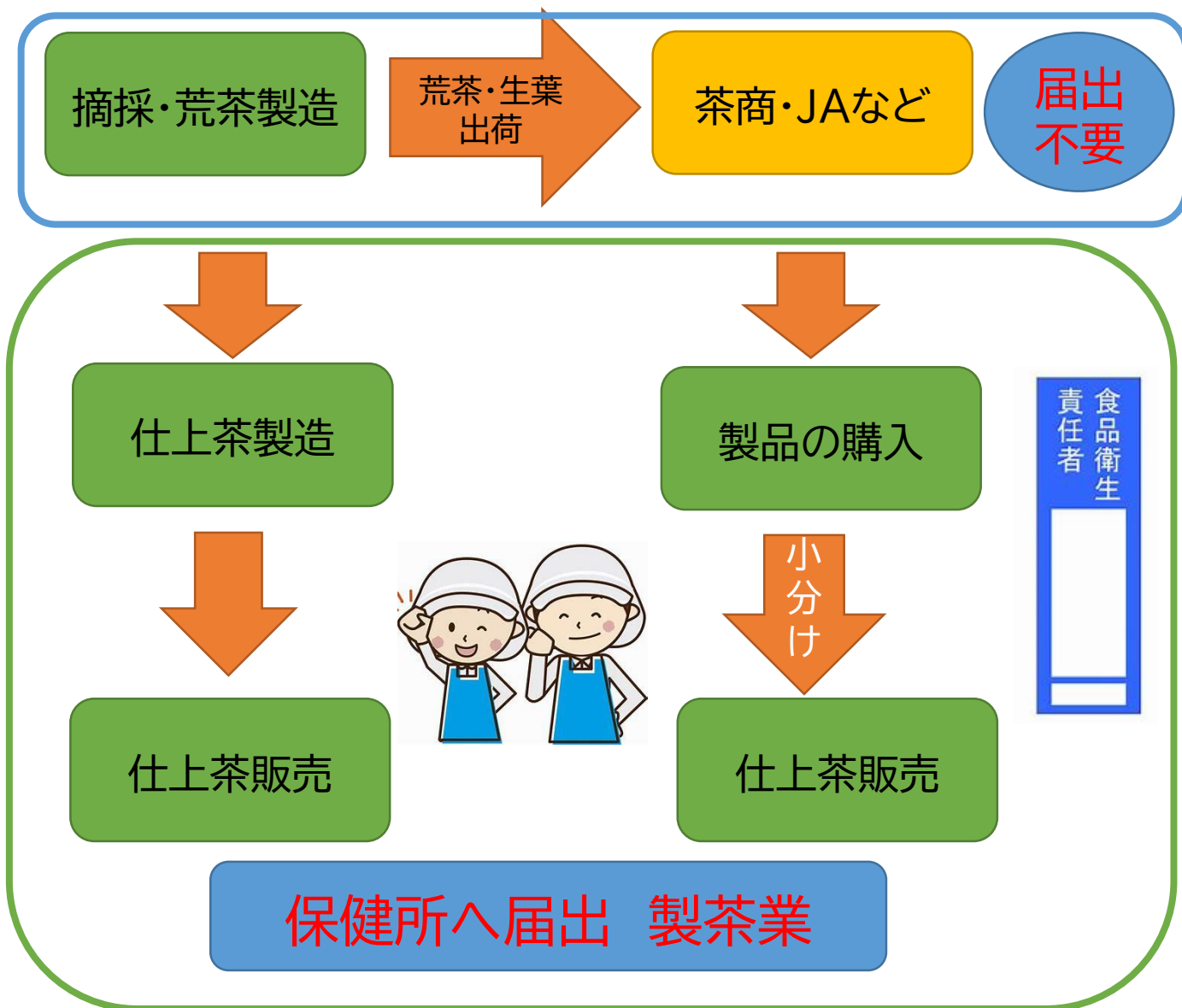


茶の小売り販売には 保健所へ届出が必要です

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から原則として、**すべての食品等事業者**の皆様にはHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいただくことになりました。

併せてHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が制度化されることに伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度が創設されました。

荒茶の製造や茶を小袋で購入しそのまま販売している場合はこの限りではありませんが、仕上茶の製造、大袋で購入し、小分け販売する場合は、**食品衛生責任者**※を管轄の保健所へ届出ることになっています。



※食品衛生責任者は各都道府県にある食品衛生協会が開催する講習会を受講して取得できる資格です。

HACCPに沿った衛生管理が義務化

これまで実施してきた衛生管理を「見える化」するものです

HACCP(ハサップ)とは

食品を扱う過程において、これまでの衛生管理を基本としつつ、食品の安全性を確保するために重要な工程を管理し、その**記録**を残し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。**食中毒**などの健康被害の**未然防止**につながります。

事業者の皆さまが実施すること

皆さまが日々実施する衛生管理の項目を書き出した「**衛生管理計画**」を作成し、実行した内容を**記録**に残します。小規模事業者等においては、業種・品目に対応した**手引書**を参考に作成、実施しましょう。下記よりダウンロードができます。参考にしてください。
<https://www.zencharen.info>



HACCPについて

埼玉県の保健所



厚生労働省



埼玉県



不明な点は所轄の保健所または茶業研究所革新支援担当まで